

2. 年会および秋季総合分科会における一般講演の講演時間と申し込み件数

日本数学会では、年会および秋季総合分科会における一般講演の講演時間に関する規則を設けていませんでした。従来は講演時間が最長15分という習慣が機能していましたが、最近これを大幅に越える講演時間を申し込む例が増加する傾向にあります。理事会では、この傾向が続くと大会運営に支障を来すことを憂慮して、前回の2014年度秋季総合分科会から

一般講演の講演時間は最長15分とする

規則を設けることにしました。

もし15分を越える講演時間をこのまま許容して、実際にそのように申し込まれる講演が増えれば、現在でも過大な開催校の負担が限界を越えることを危惧してこの決定をいたしました。また、一部の分科会、特別セッションにおいてのみ15分を越える講演が許容されている現状は、発表機会を会員に公平に与えるという観点から問題が大きいと理事会では判断いたしました。

多数の一般講演を申し込む会員が散見され、プログラム編成上大きな問題となっています。このことを考慮に入れて、各大会において申し込み可能な一般講演の総数を会員一人につき6件までとします。この総数には共同発表者が申し込む件数を繰り入れませんので、大きな制約とはなっていないことをご理解いただきますようお願いします。